

大阪府「令和6年度及び令和7年度 大阪代表商品」募集要項

1. プロジェクトの目的

大阪府では、事業者の万博への参画意識の向上、機運醸成を目的として、中小企業・小規模事業者を対象に、万博を訪れる国内外の訪問者へ訴求できる商品(土産物)の磨き上げ支援と、出品の場づくりを行う「OSAKA PRIDE PRODUCTS 2025 ~これからの大阪みやげをともに創るプロジェクト~」を実施します。

OSAKA PRIDE PRODUCTS 2025

これからの大阪みやげを ともに創るプロジェクト

【MISSION】思いもよらない、大阪を。

大阪の人も知らなかった大阪。日本中の、世界中の、人々が知らなかった大阪。 つくり手のこだわりや志を詰め込んだ多彩な品々で、 すべての人に「今まで知らなかった大阪」を発見してもらう。 それが、大阪代表商品の使命。

【VISION】つくり手が挑める、OSAKA/NIPPONへ。

大阪のつくり手たちが、こだわりや志を詰め込んだ多彩な商品を生み出すことで、 日本中のつくり手たちに勇気とチャレンジの輪を広げる。

【VALUE】7つのバリューを実現することで、大阪のモノづくりに挑戦の輪を広げます。

- 1.「こんなモノがつくりたい!」という志や挑戦がある。
- 2. パクリではなく、オリジナル。
- 3. お高くとまらず、親しみがあって買いやすい。
- 4. 会話やつながり、"ちょっとした幸せ"を生みだす。
- 5. こだわりやストーリーがあり、思わず人に伝えたくなる。
- 6.「大阪らしさ」や地域性がある。
- 7. 中途半端なモノはつくりません!

大阪代表商品に選考された場合のメリット

- ・阪急うめだ本店、阪神梅田本店、関西国際空港、大阪国際空港などに、 大阪・関西万博が開催される 2025 年 4 月~10 月の期間、必ず 1 回出品できます。
- ・プロジェクトの広報物を通じて、大阪代表商品として PR できます。
- ・府のホームページやカタログ等により PR します。

2. 対象商品・事業者の要件

(1)対象商品の要件

お土産に適する商品(食品、雑貨、工芸品など)

- ※お土産として持ち帰ることができるような商品とします。
- ※万博開催期間終了後も、継続的に供給・販売できる商品とします。

(2) 募集対象者の要件

大阪府内に本店、支店、営業所、生産・製造場所を有し、販路開拓及び商品改良に対して意欲のある中小企業・小規模事業者

なお、次に掲げる者は、応募することができません。

- ① 個人にあっては直近3年の所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税を完納していない者(創業後3年を経過していない場合は、創業から交付申請の日までに終了した年につき所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税を完納していない者)、法人にあっては直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者(創業後3事業年度を経過していない場合は、創業から交付申請の日までに終了した事業年度につき法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者)
- ② 地方税及びその附帯徴収金を完納していない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に 掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- ④ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から | 年を経過しない者
- ⑤ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 49 条に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第 | 項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から | 年を経過しない者

また、不正行為や応募者が上記に該当することが事後的に発覚した場合、当該応募は遡及的になかったものとして扱います。

(3) その他

- ①応募は | 事業者 | 品とします。
 - ※同一ブランドにおいて同型同種で味が異なるものなどや、同種で大きさが異なるものは I 品とします。
- ②既存のブランド認定等商品も応募いただけます。(地域代表商品選考会は免除されます。) ※免除対象となる既存のブランド認定等商品は、こちらの一覧でご確認ください。

https://www.osaka-daihyo.jp/assets/download/brandlist.pdf

③既存ブランド認定等商品についても、「2.(1)及び(2)」の要件を満たしていない場合は本事業の対象外です。

3. 募集方法等

(1)募集期間

2024年7月 | 日(月) 午前 | 0 時 ~ 8月 | 9日(月) 午後 5 時

(2)募集方法

オンラインによる募集とし、郵送・持参による応募は受け付けません。

※一度応募が完了したデータは修正できません。

なお、事務局(「7. 問合せ先」を参照)から書類の補正を求める場合があります。

(3) 募集サイト

大阪代表商品プロジェクト事務局のホームページ(https://www.osaka-daihyo.jp/) より、所定の「応募用紙」をダウンロードし、募集期間中に「応募フォーム」へ必要事項 を入力のうえ、代表商品プロジェクト事務局に提出してください。

(4) 費用の負担

応募に要する経費は、全て事業者の負担とします。

(5) 提出書類の返却等

提出書類(写真を含む)は理由の如何を問わず、返却いたしません。 応募された写真などは、告知媒体等で使用させていただく場合がございます。

(6) その他

- ①審査項目の「地域性」等に応じた地域ブロックをご選択ください。
- ②応募内容について確認を行う場合がありますので、必ず、お手元に提出書類の副本(コピーや電子データ)を残しておいてください。
- ③参加事業者から得た応募情報は、大阪府及び阪急阪神マーケティングソリューションズ 株式会社並びに府内の商工会・商工会議所・商工会連合会が共有し、本プロジェクトの 審査・交付等に限り使用し、別途同意がない限り、他の目的には使用しません。
 - ※支援機関への応募情報の提供について、同意いただいた場合は、支援機関から支援 (本事業以外を含む)に関するご案内をさせていただく場合がございます。

〈応募の流れ〉

- ・「事務局ホームページ」から応募用紙をダウンロード
- ・応募用紙に必要事項を全て入力する。
- ・「応募フォーム」に必要事項を入力する。
- ・同フォーム内に、記入済みの応募用紙を添付する。
- ・入力確認をする。
- ・申込まで進む。(自動返信メールが送信されますので、受付の完了をご確認ください。)

応募完了

4. 選考について

- (1)地域代表商品の選考について(8月下旬頃)
 - ①提出された応募用紙をもとに、地域代表商品選考会事務局で予備審査を実施します。(応募要件等の審査)
 - ②地域ごとに、地域代表商品選考会(書面審査)を開催し、提出された応募用紙等の内容を審査し、府内で「地域代表商品」を 500 品以上選定します。
 - ③審査結果は、2024年9月初旬(予定)に応募者に対して電子メールで通知します。
- (2) 大阪代表商品の選考について(12月上旬頃)
 - ①大阪代表商品選考会(書面審査)を開催し、「地域代表商品」の中から「大阪代表商品」 を 50 品程度選定します。
 - ②審査の結果については、2024年 | 2 月下旬(予定)に応募者に対して電子メールで 通知します。
 - ※希望する事業者には、審査結果の理由等をフィードバックします。

(3)選考審査の視点

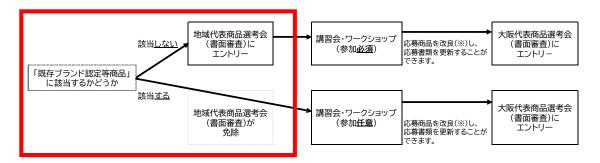
基本事項と7つのバリューに基づき、以下の審査項目にて、審査します。

審査項目	審査の視点		
	① お土産に適している商品であるかどうか。		
	※大阪代表商品の選考にあたっては、商品の形態や保存方法、消費期限		
基本事項	などが販売場所の条件に合致したものであるかどうかを審査します。		
至个事項	② 既に売れている商品でないかどうか。		
	※大阪代表商品の選考にあたっては、事務局が販路開拓支援の必要がな		
	いと判断した商品などは対象外となる場合があります。		
志・挑戦	「こんなものつくりたい!」という強い志や挑戦があり、商品改良及び販路		
心。如此	開拓への意欲がある。		
独自性・創造性	誰かの真似ではなく、自ら企画・発想したオリジナルである。		
江日任 刮起任	大阪らしい大胆さと、突破力をもった商品である。		
価格妥当性 価格以上の価値を、感じられる。			
地域性	「大阪っぽさ」や、その地域ならではの特長がある。		
情緒的価値	親しみがあり、会話やつながりなど"ちょっとした幸せ"を生みだせる。		
デザイン性	商品の魅力を「らしさ」としてデザインに落とし込んでいる。		

(4) 選考の流れ

応募商品が「既存のブランド認定等商品」に該当するか否かにより、選考の流れが異なります。 なお、既存のブランド等認定商品については、(I)②の地域代表商品選考会(書面審査)は免除となります。

【イメージ図】



(※) 応募した商品形態の原型を保ったままの変更や、味やパッケージ、デザイン等の変更を「改良」 とし、当初応募商品の原型が残らないような商品への改良は認められません。

5. 講習会・ワークショップについて

「地域代表商品」に選定された事業者の商品をさらに磨き上げるための講習会及びワークショップを開催します。詳細については、以下のとおりです。

(1)講習会

	日時	講師	内容
I	9月13日(金) 14:00~16:00	独立研究者 山口周	唯一無二の商品を生み出す、 インサイドアウトのモノづくり
П	9月19日(木) 17:00~19:00	マーケティング・コンサルタント 安原智樹	ブームで終わらない、 ストーリーのある商品づくり
Ш	9月25日(水) 17:00~19:00	ブランディングプロデューサー 鈴木祐介	"志"から生み出す、 独自性のある商品事例
IV	9月30日(月) 17:00~19:00	株式会社 SASI 代表取締役 近藤清人	アイデンティティから生まれた 商品を デザインにする
V	10月2日(水) 17:00~ 9:00	中川政七商店会長 中川淳	プロダクトと世の中(顧客)との接点の見つけ方

(2) ワークショップ

	日時		内容
I	10月11日(金)10月12日(土)	③14:00~、 ④16:00~、⑤18:00~- (1回1時間程度、1日① ~⑤の時間で開催)	「インサイドアウト」 商品プレゼンテー ション①
п			「インサイドアウト」 商品プレゼンテー ション②

※(I)及び(2)の内容は、変更する場合がございます。

(3) 受講対象者

応募した商品が「地域代表商品」に選定された事業者 ※「4.選考について(I)」参照なお、既存ブランド等認定商品については、講習会・ワークショップの受講は任意です。

(4) 受講方法等

- ①「(I)講習会」は、オンライン参加又は、アーカイブ配信の視聴を選択いただけます。
- ②「(2) ワークショップ」は会場参加形式で受講いただきます。
- ③上記①②の受講に関するご案内は電子メールにてお知らせいたします。

(5) その他

- ①会場の都合により、応募フォームにてご希望いただいた日程に添えない場合がございます。
- ②「(I)講習会」はI~Vに掲げる5つすべての受講が必要です。
- ③「(2) ワークショップ」は $I \cdot I$ でそれぞれ I = I 時間程度のワークショップへの参加が必要です。
- ④データ通信にかかる費用及び会場までの交通費は、事業者の負担となります。

6.「大阪代表商品」・「地域代表商品」の販売の場づくり

(I)「大阪代表商品」の販売の場づくりについて 以下に記載するいずれかの場所において、必ず | 回は出品できます。

『出品場所 (予定)』

百貨店	阪急うめだ本店、阪神梅田本店	
空港	関西国際空港、大阪国際空港(伊丹空港)	

[※]詳細は、大阪代表商品選定後に事務局より個別に調整させていただきます。

(2)「地域代表商品」の販売の場づくりについて 府等が開催するイベントや物産展等に出品いただく機会を設ける予定です。

(3)費用負担

- ①搬入・在庫商品の受け取りや保険加入費用等は事業者負担となります。
- ②販売の場の条件(売上額、冷蔵・冷凍設備のリース等)により、別途負担が生じる場合があります。

(4) その他

出品の可否、具体的な出品場所や出品数等については、個別の調整となります。

7. 問合せ先

大阪代表商品プロジェクト事務局 (全体事務局) 又は各地域の事務局にお問い合わせください。

全体事務局	電話	メール	受付時間
大阪代表商品	090-6367-1153	osaka-daihyo@hhms.co.jp	午前 10 時~午後 6 時
プロジェクト事務局			(土日祝、夏季休業期間:8月 I3日
			(火)から I5 日(木)、年末年始除く)

地域ブロック	代表	電話	受付時間
大阪市域 (大阪市)	大阪商工会議所	06-6944-6472	午前9時~午後5時15分
豊能地域 (豊中市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町)	豊中商工会議所	06-6845-8004	午前9時~午後5時30分
三島地域(吹田市・高槻市・茨木市・摂津市・島本町)	吹田商工会議所	06-6330-8001	午前9時~午後5時
北河内地域 (守口市・枚方市・寝屋川市・大東市・門真市・四條畷市・交野市)	北大阪商工会議所	072-843-5154	午前9時~午後5時15分
中河内地域 (八尾市・柏原市・東大阪市)	東大阪商工会議所	06-6722-1151	午前9時~午後5時30分
南河内地域 (富田林市・河内長野市・松原市・羽曳野市・藤井寺市・大阪狭山市・太子町・河南町・千早赤阪村)	松原商工会議所	072-331-0291	午前9時~午後5時
泉北地域 (堺市・泉大津市・和泉市・高石市・忠岡町)	堺商工会議所	072-258-5504	午前9時~午後5時15分
泉南地域 (岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町)	岸和田商工会議所	072-439-5023	午前9時~午後5時

- ※「講習会・ワークショップ」及び「大阪代表商品選考会」については、全体事務局にお問い合わせください。
- ※お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめの上、お掛け間違いのないようにお願いします。
- ※応募ページに「よくあるお問い合わせ(FAQ)」を掲載していますので、こちらもご参照ください。

https://www.osaka-daihyo.jp/assets/download/faq.pdf